

加領郷小学校閉校跡施設の公共施設等運営事業の特定事業の選定について

令和7年8月13日
高知県奈半利町

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

奈半利町は、令和7年7月15日に実施方針を公表した「加領郷小学校閉校跡施設の公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」第7条の規定に基づき特定事業として選定するにあたり、実施することが適当であることを確認するための評価を行いました。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、奈半利町が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効果的に実施できることを選定の基準としました。また、奈半利町の財政負担の縮減が期待できることを基準としました。

2 評価の方法

本事業のような小学校閉校跡施設を活用し、体験型交流宿泊施設及び農産物等加工施設の企画運営を本町規模の地方公共団体が自ら実施している例はなく、収支算定に比較できるデータを揃えることができないため、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこととしました。また、奈半利町の財政負担の縮減が期待できることを基準とする評価については、現状の維持管理費との比較により、定量的評価を行うこととしました。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができます。なお、効果の内容については、「加領郷小学校閉校跡施設利活用に関するサウンディング型市場調査」（令和7年4月8日奈半利町HPにて公表）の結果によるものです。

1 加領郷小学校閉校跡施設の利活用による地域活性化

- (1) 小学校閉校跡施設を地域活性化のために利活用する計画は、意義深く期待の持てる取組です。
- (2) 宿泊体験プログラム事業をメインに多様な事業を組み合わせることで、持続的な運営を目指すという多角的な視点が加わり、教育、観光、地域産業振興など、複数の側面から地域振興に取り組むことができます。
- (3) 地域住民との連携により、コンテンツクオリティ向上、経費の軽減や付加価値の向上などにつながる部分があります。
- (4) 地域の豊かな自然や地域文化をプログラムに組み込むことで、地域ならではの魅力を発信し、地域への愛着を育む効果も期待できることに加え、青少年の育成、地域

活性化、交流人口の増加といった社会的な意義もあります。

- (5) 都市部からの観光客にとって魅力的な目的地となるポテンシャルがあります。
- (6) 地域で生産された農産物等を加工することで、付加価値を高め、地域産品の販売促進、雇用創出、観光客誘致など、地域経済の活性化に貢献できます。

2 効率的かつ効果的な運営管理

P F I 法によるコンセッション方式による運営管理は、民間事業者のノウハウと資金を活用し、効率的かつ効果的な公共施設運営を目指すうえで有効な手段となり得ます。特に、複数の事業を複合的に運営し、高い専門性が求められる本事業においては、コンセッション方式の導入は、運営体制の強化、リスク分担、財政負担の軽減など多くのメリットが期待できます。

本事業は、事業期間を運営権設定日から令和 29 年 3 月 31 日までとしていることで、従来の指定管理者制度などと比べ長期的な事業期間であるため、安定的な事業運営が図られると伴に、利用者のニーズに応じた投資等を柔軟に行うことを許可することで、民間事業者は高い自由度を持って、運営・管理を行うことができます。

3 民間事業者の独立採算制を目指した公共施設管理

本事業は、実施方針段階であらかじめ発生するリスクを想定しています。本事業を特定事業として実施する場合、その責任分担を奈半利町と民間事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保ができます。

4 財政負担の縮減と公共施設等運営権対価による歳入の可能性

本事業は、施設の維持管理費用を縮減することができ、民間事業者から P F I 法第 20 条の規定に基づく公共施設等運営権の対価を徴収することで歳入の確保に繋がります。

第 4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できます。よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、P F I 法第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定します。